

(別紙1)

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託
情報セキュリティ保全に係る誓約書

令和 年 月 日

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託に係る公募型プロポーザルに参加するに当たり知り得た本プロポーザルに係る一切の情報について厳重に管理し、本プロポーザルの提案目的以外に使用しないことを誓います。

また、本プロポーザルのため交付を受けた書類等については、本プロポーザル終了後、責任をもって廃棄します。

なお、本プロポーザルに係り知り得た情報の漏えいにより、徳島県立中央病院又は第三者に対し損害を与えた場合は、一切の責任を負うことを誓います。

徳島県立中央病院長 様

所在地

事業者名

代表者職/氏名

(別紙2)

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託
説明会参加申込書

令和 年 月 日

徳島県立中央病院長 様

所在地

事業者名

代表者職/氏名

印

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託説明会に次のとおり参加します。

役職名	氏名	連絡担当者 (○を記入ください)

【連絡担当者連絡先】

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

- (※) 1 説明会の参加申込のない場合は、説明会は実施しない。
2 当日の飛び込みによる参加については、受け付けない。必ず期限厳守にて参加申込すること。

(別紙3)

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託
質 疑 書

令和 年 月 日

徳島県立中央病院長 様

所在地
事業者名
担当者名
電話番号
FAX
E-mail

No	区分	頁数及び見出し番号	質疑内容
例	募集要項	1ページの1の 〇〇〇について	※質問の意図が明確にわかるよう、具体的な事例 などを踏まえて、質問事項を記載してください。
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(別紙4)

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託
参加申込書

令和 年 月 日

徳島県立中央病院長 様

所在地

事業者名

代表者職/氏名

「徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託業者集要項」により、同業務に参加したいので次の資料を添付して参加を申込みます。

また、同要項に規定する資格要件に該当することを誓約します。

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 代表連絡先
 - ・電話番号
 - ・FAX 番号
- 4 担当者
 - ・部署名
 - ・職・氏名
 - ・電話番号
 - ・FAX 番号
 - ・メールアドレス
- 5 添付書類
 - (1) 提案者概要 (別紙5)
 - (2) 会社案内書、概要書、決算書等等
 - (3) 同業務受託実績一覧表 (別紙6)
 - (4) 資格要件確認書 (別紙7)

(別紙5)

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託
会社概要

令和 年 月 日現在

事業者所在地	本社等	
	本業務を受託する支社等	
創設年・開始年		
資本金		
売上	事業全体	
	うち移転業務分	
常勤従業員数		
その他特記事項		

- ※ 1 「売上」は、直近の会計年度分を記入すること
2 会社の概要を紹介したパンフレット及び組織図を各1部添付すること。

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託
事業実施調書

1 業務実績

過去10年以内に直接受注し実施した、四国内における入院患者の移送を伴う病床数200床以上の病院での移転業務の実績を直近のものから順に記入してください。

業務期間 (着手～完了)	病院名	病床数	業務概要

2 総括責任者実績

総括責任者となる者の所属、氏名及び過去10年以内の四国内における入院患者の移送を伴う病床数200床以上の病院での移転業務の経験履歴を直近のものから順に記入してください。

所 属		氏 名	
業務期間 (着手～完了)	病院名	病床数	業務内容

徳島県立中央病院本館改修工事に係る物品移転業務委託
参加資格要件確認書

- 1 物品契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項による審査により資格を有する
該当する 該当しない

- 2 本プロポーザル募集開始日以降において、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置
ない ある

- 3 四国地方内において、過去 10 年以内に病床数 200 床以上の病院における患者移送を含む移転業務の実績があり、かつ仕様書に定める責任者を配置することができる
実績があり、責任者を配置できる 実績がなく、責任者を配置できない

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当
該当しない 該当する

- 5 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でない
暴力団若しくは暴力団員と認められる者又は密接な関連を有する者でない
暴力団若しくは暴力団員と認められる者又は密接な関連を有する者である

- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申し立てをし、または申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者でない
申し立てをしていない 申し立てをしている